

# 令和元年度（平成31年度）第2回

## 愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和元年5月24日(金) 午後4時00分～午後4時40分					
招集の場所	役場本庁3階 大会議室					
出席委員 10名  欠席委員 4名	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別
	1	和喜田 重則	欠	8	土居 尚行	出
	2	畑田 藤志郎	欠	9	河野 仁	出
	3	岡添 蔦代	出	10	西崎 梅一	出
	4	孝野 覚也	出	11	尾崎 春夫	出
	5	山口 深	出	12	田中 定嘉	出
	6	西口 孝	出	13	谷口 八千代	出
	7	太田 憲男	欠	14	浜田 暁	欠
議事録署名人	10	西崎 梅一		11	尾崎 春夫	
職務のため 総会に出席 した者の氏名  推進委員 2名  事務局職員 2名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	増崎 淳子		推進委員	山本 哲也	
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	加洲 能子	
会議の内容	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>議案第4号 非農地証明交付申請の承認について</p> <p>議案第5号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)</p>					

## 令和元年度(平成 31 年度)第 2 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	<p>只今から令和元年度(平成 31 年度)愛南町農業委員会第 2 回定例総会を開会致します。</p>
議長(会長)	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 14 名中 10 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、10 番、西崎 梅一委員と 11 番、尾崎 春夫委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。</p> <p>受付番号 1 番、緑乙 342 番、地目・面積は田・1,533 m<sup>2</sup>で 3 条有償移転でございます。経営面積は 64.8a でございます。</p> <p>受付番号 2 番、増田 1716 番外 2 筆、地目・面積は田・1,775 m<sup>2</sup>でございます。3 条地上権でございます。本申請は、後ほど 5 条申請の方でもご説明いたしますが、営農型太陽発電設備の用地になりますので、農地の地上部分の権利設定でございます。</p> <p>以上 2 件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。1 番お願い致します。</p>

委員	<p>場所ですが、長月から緑新鮮市方面に農免道路を来ましたら、精米機側を奥にあがっていったところが申請地です。譲受人は御荘の方で一本松のいちごの里とかかわりがあり、申請地の隣をいちごの里が作っているので、隣も耕作したいと前から言われていたらしいです。譲渡人の御主人が亡くなったこともありまして、今回販売することに決めました。今は田んぼで、きれいに作っております。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 次に2番お願ひ致します。</p>
委員	<p>場所ですが、一本松の〇〇商店からずっと奥に入った所です。図面を見て頂いたら、〇〇さんの家の隣になります。1716番は、地目は田ですが水田としては利用していません。草は刈っています。他の二筆は、荒廃しています。横の道を行けば、正木に抜ける道です。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
委員	<p>前回の申請の分かな。</p>
委員	<p>前々回かな。隣になる。</p>
委員	<p>営農型？</p>
委員	<p>そう。多分同じ形でいくと思う。本人が、炭も買って、入れよる。</p>

議長(会長)	他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 つぎに、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。 受付番号1番、増田5229番2、地目・面積は畑・200㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。 以上1件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。1番お願い致します。
委員	図面の下の方の白い空白ですが、小学校です。小学校のグラウンドの上の家です。はるか昔に家を建てて住んでいらしたというわけですが、転用がなされていなかったということです。今回お母さんが亡くなって、息子さんの方から申請が出ております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	始末書は？
事務局	出ています。
委員	いつからある？

委員	40年くらいは経つとる。
議長(会長)	他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号8番、増田1345番、地目・面積は畑・2,642㎡のうち1,642㎡でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号9番、増田1716番外2筆、地目・面積は田・1,775㎡のうち0.25㎡でございます。転用目的は営農型太陽光発電設備でございます。なお、先ほども3条地上権の案件でご説明いたしましたが、本申請は、平成30年12月の定例会で3条使用貸借の許可を受けました営農型太陽光発電事業に関する案件でございます。この3条許可により、耕作権利者は〇〇となっておりますので、備考欄にはその旨、記載しております。本申請は、農地の一部にソーラーパネルを設置する際に必要な支柱や電柱、パワコン等の設備を設置することについての一時転用申請でございます。また、農地の区分は農用地区域内にある農地で農振農用地と判断されますが、農林水産省農村振興局長通知の「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて」により、営農型発電設備に係る一時転用の場合は、農振農用地が含まれていても、許可の対象として可否を判断するものとされておりますので、許可は可能かと思われま。</p> <p>以上2件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>

議長(会長)	只今、事務局より説明がありました。地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。お願い致します。
委員	まず、9番を説明いたします。増田の中屋地区の先ほどの3条と同じ場所です。8番は、その道を奥に行きまして、ほとんど家がなくなるくらいの場所です。今は荒廃地となっております。前回だったか、この隣が案件として出て、工事の問題があるということで一回保留になった場所の隣です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	営農型の太陽光の固定資産税は？
事務局	太陽光を設置する場合、税務課は高いほうの課税をしています。ちょっと、確認は取れていないのですが。
委員	支柱の面積くらいしかないのに？農業をするメリットは・・・。
事務局	現況主義でいっています。営農型の農業ではありますけど、太陽光で収益を上げるというところがあるかと思います。
委員	同意は？
事務局	地区同意は、すべてあります。
議長(会長)	他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 次に議案第4号、非農地証明交付申請の承認について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局	<p>議案第 4 号、非農地証明交付申請の承認について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 1 番、御荘長月 1606 番、地目・面積は田・398 m<sup>2</sup>でございます。5 月 14 日に、委員 2 名と共に現地確認に行きました。航空写真を見て頂いたらお分かりとは思いますが、状況といたしましては、農業用倉庫が建築され、その横は雑木等が繁茂しておりました。農業用倉庫の床面積は 140.41 m<sup>2</sup>であり、200 m<sup>2</sup>未満の農業用施設は農地の転用許可を要しないので、適法に転用が行われた土地だと思われます。</p> <p>以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。お願い致します。</p>
委員	<p>申請者は、上大道にお嫁に行った方で、息子さんももう亡くなっておりますので、後を見る人がいない。倉庫も、ずっとあったので、いつ建ったのかもわかりません。ただ、川向こうの家も所有者は申請人なのですが、5 月から新しく子供 3 人と夫婦の 5 人が住まわれています。いずれは、その人が後を見るということで、この倉庫を含めて、ということらしいです。以上です。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>〇〇さん？</p>
委員	<p>そう。本当は家も含めて壊すということだったらしいのですが、ちょうど、近所の方が譲り受けたいというかたちになったようです。</p>
議長(会長)	<p>他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しまし</p>

事務局	<p>た。</p> <p>次に議案第 5 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 5 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 38 番は再設定で、御荘菊川 1068 番 1、地目・面積は田・1,254 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 6 年でございます。</p> <p>受付番号 39 番は再設定で、御荘和口 2395 番 1、地目・面積は田・2,847 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は生姜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 40 番は再設定で、御荘長月 865 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・3,786 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 41 番は再設定で、僧都 488 番 4、地目・面積は田・338 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は水稻、期間は 2 年でございます。</p> <p>受付番号 42 番は再設定で、緑甲 200 番 1、地目・面積は田・1,331 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻・たばこ、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 43 番は再設定で、緑甲 397 番、地目・面積は田・663 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻・たばこ、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 44 番は再設定で、緑乙 1288 番 1、地目・面積は田・345 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻・たばこ、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 45 番は再設定で、緑丙 815 番 1、地目・面積は田・2,372 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は甘ショ、期間は 6 年でございます。</p> <p>受付番号 46 番は再設定で、増田 3000 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・5,006 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 47 番は再設定で、増田 3270 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・1,642 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 48 番は再設定で、増田 3807 番外 11 筆、地目・面積は田・3,768 m<sup>2</sup>、畑・2,248 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 49 番は再設定で、増田 4756 番 4、地目・面積は田・373 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻・たばこ、期間は 2 年でございます。</p> <p>受付番号 50 番は再設定で、上大道 1304 番外 1 筆、地目・面積は田・1,087 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 6 年でございます。</p> <p>受付番号 51 番は再設定で、広見 1615 番外 2 筆、地目・面積は田・2,953</p>
-----	---



	<p>m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号52番は新規で、緑甲611番、地目・面積は田・1,900 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号53番は新規で、御荘平城4202番外1筆、地目・面積は田・1,978 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号54番は新規で、城辺乙361番外3筆、地目・面積は田・3,575 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は10年でございます。</p> <p>受付番号55番は新規で、城辺乙202番外3筆、地目・面積は田・2,530 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号56番は新規で、中川2212番1、地目・面積は田・3,847 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は1年でございます。</p> <p>受付番号57番は新規で、御荘長月522番1、地目・面積は田・2,512 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号58番は新規で、御荘長月531番1外1筆、地目・面積は田・4,755 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号59番は新規で、御荘菊川1263番外3筆、地目・面積は田・3,293 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号60番は新規で、中川272番外3筆、地目・面積は田・3,817 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。</p> <p>以上23件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長

河野 仁

議事録署名人

西崎 梅一

議事録署名人

尾崎 春夫